

「 ジェイクレ保証 」に付帯する 「家主費用・利益保険」の居室内死亡補償内容

対象プラン：Jサポ Jサポ+24

◆ 孤独死等による家賃損失・費用を補償

入居者さまの「孤独死・自殺・犯罪死」の発生に伴う家賃損失・費用が補償されます。隣接居室に生じた死亡事故により賃貸居室に対して物的損害が生じた場合も同条件で補償致します。

補償の概要		
損失・費用の種類	補償される損失・費用	補償限度額
家賃損失	事故が発生した賃貸戸室について生じる次の①および②の家賃損失に対して費用が補償されます。ただし、事故が発生した賃貸戸室について、事故発見日において賃貸借契約が締結されている場合は、事故発見日からその日を含めて90日以内の賃貸借契約終了によって生じる損失に限ります。 ① 空室期間中の家賃減少による損失(*1) ② 重要事項説明義務が生じ、空室期間を短縮するため必要となった家賃値引による損失 (*1)事故発見日または賃貸借契約終了日のいずれか遅い日からその日を含めて30日以上空室期間が続いた場合に限ります。	空室期間と値引期間を通算して6か月を限度とします。
原状回復費用	賃貸戸室に物的損害が生じた場合の原状回復費用(賃借可能な状態に補修、修繕、清掃、消毒または消臭等を行うために要する費用をいいます)から敷金を控除した額に対して費用が補償されます。(*2) (*2)死亡事故が発生した場合は、事故と直接関連性のある共用部分の原状回復費用も対象となります。	
遺品整理等費用	死亡事故が発生した結果生じた、次に掲げる費用に対して費用が補償されます。 ① 遺品整理費用 ② 相続財産管理人選任申立費用(財産の相続人がいない場合に、裁判所にその管理人を選任してもらうために必要な費用をいいます。) ③ お祓いまたは追善供養に要する費用(次の入居者を募集することを目的として支出した費用に限ります。)	事故発見日から1年以内に支出した費用が対象となります。 原状回復費用、遺品整理等費用および空室期間短縮費用を合計して、設定頂いた支払限度額(30万円)を限度とします。
空室期間短縮費用	事故が発生した賃貸戸室に関する、空室期間の短縮を目的として支出した、戸室の内装を構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物に改裝するための費用に対して費用が補償されます。	
損失・費用が補償されない主な場合		
<ul style="list-style-type: none">事故が発生した賃貸戸室の復旧を行わない場合の家賃損失事故が発生した賃貸戸室を復旧した後に、入居者を募集できるのにもかかわらず募集を行わなかった場合の、復旧完了日以降の家賃損失故意もしくは重大な過失または法令違反戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動地震もしくは噴火またはこれらによる津波核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故 等		

※上記補償制度の提供に際して東京海上日動火災保険株式会社との間で「家主費用・利益保険」を契約しています。

加入者の皆様へ補償を提供するに際しては、「家主費用・利益保険」の契約内容・保険約款に基づき決定して参りますので予めご了承下さい。

※管理委託契約が解約した場合は、家主費用利益保険も解約になります。

Ver 2022.05



ジェイクレディ 株式会社

〒060-0001 札幌市中央区北1条西18丁目2番地6 JOG BLD 3階
TEL 011-211-6805 FAX 011-213-8569